

市政記者各位

令和7年度「福岡市型」こども誰でも通園制度について

令和6年度より実施しております「福岡市型」こども誰でも通園制度について、令和7年度も下記の通り実施します。令和6年度と同様に利用時間も国の上限時間である10時間を超えて市独自に月最大40時間まで預かることとします。

1 実施事業所数

40ヶ所程度（別紙「実施事業所一覧」参照）

2 利用定員

1,000人程度

3 対象者

福岡市内に住む生後6ヶ月から2歳児までの未就園児
※年度途中で3歳になった場合は、年度末まで利用可能

4 利用形態

原則として週に1日（4時間以上/日）の定期利用

5 利用申込み方法

希望する事業所へ直接申込み

6 申込み開始日（4月から開始する事業所のみ）

申込み開始日	対象者
4月7日(月)～	障がい児、ひとり親、多胎児、兄弟姉妹同時利用の方等
4月21日(月)～	上記以外の方

7 利用料

1時間300円以内で実施事業所が設定した額

※生活保護世帯・住民税非課税世帯、所得が一定以下の世帯は利用料が減免となります。
※別途、給食費や雑費が必要になります。

実施事業所 増えてます！



福岡市 誰でも通園制度



※4月7日に公開予定

〈問い合わせ先〉

福岡市こども未来局事業調整課 小野
電話 092-707-2140（内線2230）